

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、福居委員から遅れる旨の届出が出ております。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和4年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算について、議案第10号、令和4年度旭川市水道事業会計補正予算について、議案第11号、令和4年度旭川市下水道事業会計補正予算について、議案第12号、令和4年度旭川市病院事業会計補正予算について、議案第23号、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号、和解について、報告第2号、専決処分の報告について（訴えの提起）、報告第3号、専決処分の報告について（和解）（追認）の以上10件につきまして、理事者から説明願います。

○中野建築部長 令和4年第4回定例会提出議案のうち、建築部所管分について、順次、説明いたします。

議案第2号の令和4年度旭川市一般会計補正予算については、補正予算書事項別明細書の31ページ、8款6項2目の市営住宅整備費で記載のとおり、補正額が7億2千510万4千円で、財源は国庫支出金が2億8千471万5千円、市債が4億3千600万円、一般財源が438万9千円であります。これは、今年度から2か年にわたり実施している第2豊岡団地2号棟B工区建設工事等について、今年度の国の予算に余剰があることに伴い、令和5年度における事業費の一部を令和4年度に繰り上げて計上するもので、これに相当する事業の実施は、4ページの第2表、繰越明許費の8款6項の市営住宅整備費に記載のとおり、その全額を翌年度に繰り越すものであります。

このほか、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額で建築部に關わるものは、事項別明細書30ページの8款1項3目、住宅雪対策費など5事業で合計44万3千円であります。

建築部が所管する補正予算の概要は以上であります。

続いて、議案第34号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本条例は、本年10月1日に都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則、その他会計基準等の改正により、建築物の性能向上認定及び低炭素認定のそれぞれについて、認定制度の廃止及び新設があったことから、それらの手数料について、改めて廃止及び新設するものであります。施行日は公布の日を予定しております。

続いて、議案第43号、和解についてであります。本件は、令和3年度退去滞納家賃収納業務の履行に際し、その受託者が滞納家賃の支払いに関わる和解をする際に、滞納者の連帯保証人との間で業務の範囲外である滞納家賃以外の債権の放棄についても併せて和解したことで、本市に対し111万9千322円の損害を与えたことから、これと同額の和解金を支払う内容で和解しようとするものであり、相手方は、本市に対して111万9千322円の支払い義務があることを認めること、和解金は令和5年1月31日までに支払うこと、和解金の支払いが遅延したときは損害金を支払うこと、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認すること、

和解費用は各自の負担とすることの以上5点についてを内容とするものであります。

報告第2号及び報告第3号の専決処分についてであります。

報告第2号の市営住宅の建物明渡し等請求事件に係る訴えの提起については、相手方が長期にわたって市営住宅の家賃を滞納し、市営住宅の適正な管理運営に重大な支障を来していたことから、入居許可の取消し通知及び明渡し請求をしておりましたが、これに応じないため、相手方に対して、市営住宅を明け渡すこと、滞納家賃及び損害金を支払うこと、訴訟費用は相手方の負担とすることを内容とする判決及び仮執行の宣言を求める訴えの提起について、本年11月11日に専決処分をしたものであります。

報告第3号の市営住宅の家賃等の支払いに係る和解については、令和3年度退去滞納家賃収納業務の受託者が、本市の専決処分等の手続を経ずに、滞納者の連帯保証人との間で滞納家賃の支払い及び滞納家賃以外の債権の放棄を内容とする和解をしていたことから、その和解を追認することとし、本年11月11日に専決処分をしたものであり、相手方は本市に対し、市営住宅の滞納家賃に係る連帯保証債務として105万9千500円の支払い義務があることを認めること、当該連帯保証債務を分割して支払うこと、分割金の支払いを2回分怠り、その滞納額が9万円に達したときは、相手方は期限の利益を失うこと、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認することの4点を内容とするものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

**○太田土木部長** 令和4年第4回定例会に議案として提出させていただいている議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして事業の主な概要を御説明させていただきます。

お手元の一般会計補正予算書の30、31ページを御覧ください。8款1項1目土木総務費のうち、管理事務費15万2千円、並びに8款2項1目道路橋りょう総務費のうち、道路橋りょう管理費2万6千円及び地籍調査費4万1千円につきましては、令和4年8月の人事院勧告の実施に伴い、会計年度任用職員の給与水準を見直すことによるものでございます。

次に、8款2項2目道路橋りょう維持費のうち、道路橋りょう維持費2億3千643万4千円、土木事業所管理費72万3千円及び消流雪管理費94万3千円、並びに8款5項3目緑地公園費のうち、公園管理費1千824万7千円につきましては、燃料費、光熱水費の価格高騰に伴うものでございます。

最後に、8款5項3目緑地公園費のうち、都市緑化基金積立金1千万円につきましては、寄附受納額の増加に伴う積立金の増加のため、追加補正をしようとするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

**○沖本上下水道部長** 令和4年第4回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる議案について御説明いたします。

初めに、補正予算についてでございます。内容といたしましては、国家公務員の給与改定に準じて実施する給与の改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴う職員給与等の補正でございます。

まず、議案第10号、令和4年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書の69ページの実施計画を御覧ください。収益的支出では、1款1項7目の職員給与費で650万1千円、資本的支出では、1款1項1目の職員給与費で196万5千円をそれぞれ増額し、この

財源の一部について、収益的収入の1款1項2目の負担金で6万2千円を増額しようとするものでございます。

次に、議案第11号、令和4年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書の75ページの実施計画を御覧ください。収益的支出では、1款1項5目の総係費で6万2千円、6目の職員給与費で493万5千円、合計で499万7千円、資本的支出では、1款1項1目の職員給与費で137万8千円をそれぞれ増額し、この財源の一部について、収益的収入の1款1項2目の負担金で70万3千円を増額しようとするものでございます。

続きまして、条例の制定2件についてでございます。なお、これらにつきましては、水道局と市立旭川病院の両方に関わる議案でございます。

まず、議案第23号、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、旭川市企業職員の給料月額を国家公務員に準じて改定するほか、定年年齢の引上げに伴い、60歳に達した年度の翌年度以降の給料月額等について定めようとするものでございます。また、旭川市企業職員の給与削減の独自措置に伴って抑制してきた昇給の一部回復について定めようとするものでございます。

次に、議案第25号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国家公務員に準じて改定される一般職の職員の勤勉手当の支給率に鑑み、公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

**○木村市立旭川病院事務局長** 令和4年第4回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院所管の議案第12号、令和4年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、給与改定、昇給抑制の回復及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う給与費の増額、光熱水費の高騰に伴う経費の増額、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認等システムを導入するための器械備品の増額のほか、債務負担行為2件の追加を行おうとするものでございます。

補正予算書の82ページ、実施計画を御覧ください。収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、下段の支出の部、1款病院事業費用、1項本院医業費用、1目給与費で9千494万5千円、3目経費で1億641万6千円を増額し、その財源といたしまして、上段の収入の部、1款病院事業収益、3項本院医業外収益、3目一般会計補助金で139万2千円、4項一般会計負担金、1目本院で3千547万5千円を追加しようとするものでございます。

次に、その下の資本的収入及び支出になりますが、下段の支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費、2目器械備品で580万6千円を増額し、その財源といたしまして、上段の収入の部、1款資本的収入、1項及び1目企業債で340万円、3項補助金、1目国庫補助金で240万6千円を追加しようとするものでございます。

また、債務負担行為につきましては、87ページになりますが、債務負担行為に関する調書にお示ししておりますとおり、令和5年4月1日を始期とする夜間看護補助業務委託料及びドクターズクラーク業務委託料につきまして、期間及び限度額の設定を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願申し上げます。

**○まじま委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、2の報告事項についてを議題といたします。

まず、令和4年第4回定例会提出議案に関わる事項であります、庁用自動車による交通事故について、理事者から報告願います。

**○太田土木部長** 報告第1号、専決処分報告についてでございます。本件につきましては、総務部所管の案件でございますが、土木部に関わりがございますので御報告いたします。

11月1日の本常任委員会におきまして、本年7月19日に、市内花咲町1丁目の国道40号線の交差点におきまして、土木建設課の職員が運転する公用車が起こしました事故による相手方車両の破損に対する損害賠償について、専決処分をさせていただいたことを御報告させていただいたところでございますが、このたび、この事故により相手方の負傷に対する協議が調い、その損害賠償の額を10万9千786円と定め、11月21日に専決処分をさせていただいたことから、改めて御報告をさせていただくものであります。なお、この事故におけます市の過失割合は90%となっておりますが、損害額が20万円未満となっていることから、自動車損害賠償保障法の規定に基づき、全額を賠償しております。

土木部といたしましては、引き続き、安全運転の徹底を図りながら再発防止に努めてまいります。以上、よろしく願いいたします。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、旭川市住生活基本計画の改定について、理事者から報告願います。

**○中野建築部長** 旭川市住生活基本計画の改定について、報告いたします。

旭川市住生活基本計画は、住生活基本法の基本理念のほか、国の全国計画及び北海道の住生活基本計画を踏まえ、住生活関連施策を総合的に進めていくに当たり、平成19年に策定したもので、平成29年の改定を経て現在に至っているものでございます。現行の計画は、計画期間を令和9年度までとしておりますが、昨今の住生活を取り巻く社会情勢の変化や、昨年度、国及び北海道において、住生活に関わる新たな方向性が示されたことを踏まえ、本市においても、計画の見直しに向けて改定作業を進めているところであります。

今回、資料として配付した計画素案は、第1章から第5章までの構成で、第3章では、基本理念と3つの基本目標を、第4章では、基本目標に対する推進方針や展開施策を定めております。第3章の基本理念については、3-2ページに記載のとおり、ライフスタイルや働き方の多様化のほか、ゼロカーボンシティの実現、コロナ禍を契機にした新たな日常への対応など、住環境が変化する中、将来にわたる持続可能な住まいづくりを目指し、基本理念を「多様性を尊重し次代へつなぐ安全で魅力的な住まいを創造します」としております。

次に、3-3ページと3-4ページの基本目標についてであります。基本目標は、居住者、社会環境、住宅ストックの3つの視点により定めております。基本目標1は、多様な住まい・暮らしの実現とし、住まいの情報の充実などに取り組もうとするもので、基本目標2は、地域特性をいかし

た安全安心の構築とし、除雪や防犯、防災に対する地域の取組などを推進しようとするもの、基本目標3は、良質な住宅ストックの形成と次代への継承とし、ゼロカーボンシティの実現や、良好な住環境づくりを進めようとするものであります。

4-1ページからの第4章では、基本目標の達成に向けた推進方針や展開施策を定めているほか、4-12ページでは、マンションの管理の適正化について盛り込み、その支援を行っていかうとするものであります。

計画の策定に当たっては、本年12月20日から来年の1月27日まで、計画素案に対する意見提出手続を実施した上、寄せられた意見を踏まえて内容を整理し、改定版の施行は令和5年4月1日を予定しております。

建築部からの報告は以上であります。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、都市公園におけるキッチンカー試行事業の実施結果について、理事者から報告願います。

**○太田土木部長** 都市公園におけるキッチンカー試行事業について御報告をさせていただきます。本件につきましては、本年6月の建設公営企業常任委員会で御報告をさせていただいておりましたが、10月末をもって事業が完了したことから、本日はその結果につきまして御報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。まず、1、事業の概要でございますが、本事業は、都市公園における民間活力の導入に向けて、キッチンカーによる営業を試行的に実施し、事業の有効性や課題などを検証したもので、実施場所と期間につきましては、北彩都ガーデンが6月29日から10月27日、常磐公園が9月8日から10月27日までの期間で、いずれも9時から17時の時間帯で実施、参加した事業者は14者となっております。また、出店日数と台数、売上高の一覧表を示してございますが、北彩都ガーデンでは計8日間で20台が出店し、売上高が97万3千680円、平均売上高が4万8千684円、常磐公園では計5日間で14台が出店し、売上高が26万9千898円、平均売上高が1万9千278円となっており、北彩都ガーデンの1店舗当たりの平均売上げが常磐公園の2倍以上といった結果となっております。

次に、2の利用者アンケートについてでございますが、性別、年齢、お住まい、来店方法、来店のかっかけのほか、商品に対する満足度ですとか利用頻度など、大きく9項目についての調査結果を掲載してございます。

また、3、出店者からの意見といたしまして、売上げは期待以下であったという意見もございましたが、来年度も出店したいとの前向きな意見が多くございました。これらを踏まえ、4、事業の評価といたしましては、1から5までのアンケート結果から、利用者層はどの世代にも満遍なく利用されておりますが、特に女性が多く、市内居住者の利用が大部分を占めており、来店の方法としては、自家用車が3分の2を占めており、出店者からの情報をきっかけに来店した方が多いと推察しております。また、6から9のアンケート結果からは、利用者からのニーズとしては、多彩なメニューの展開が求められており、週1回以上利用したいという回答が約4割と最も多く、定期的な

出店のニーズがあるということも確認できました。また一方で、売上高の集計結果からは、出店日によってばらつきはございますが、平日よりも土日、祝日のほうが多い傾向が見られているという状況でございます。

最後に、5の課題と今後の予定といたしまして、本事業では、出店日や場所によって売上げの差が見られたことや、出店者のスケジュールが既に決まっていたことなどから、実施期間を通して出店日数が少なかったことなどが課題でございます。今後は、事業化に向けまして、出店件数や日数を増やせるよう事業者との協議を早めに進め、定期的な出店体制を確保するとともに、売上げのばらつきが出ないように、出店者の組合せの工夫や、事前の出店調整による早めの出店スケジュールの周知など、集客を増やすための検討を進め、さらなる改善に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、都市公園におけるキッチンカー試行事業の実施結果についての報告とさせていただきます。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、令和4年度の除排雪体制について、雪対策に関する条例制定に向けた進捗について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

**○幾原土木部雪対策担当部長** 令和4年度の除排雪体制につきまして、今年度の除排雪体制や主な取組のほか、例年、除雪作業が本格化する前に実施しております除雪連絡協議会総会の開催状況及び除排雪に関する市民アンケートの結果について、御報告させていただきます。

初めに、除排雪業者についてであります。今年度の除雪体制につきましては、昨年度と同様に、4つの地区の除雪企業が決定いたしまして、昨年度より2社増加の45社で除排雪作業を行ってまいります。

次に、今年度の除排雪など雪対策の主な取組についてであります。新規及び拡充する取組として、9月の本委員会でも報告させていただいておりますが、除雪センターの運営体制の効率化を図るため、課題となっている担い手不足に対応し、要望の少ない深夜帯、22時から5時までであります。その要望窓口となる除雪センターを試行的に1か所に集約するほか、多様化する市民要望に対応するため、通話録音を導入し、市民要望の聞き間違いや認識の違いにより発生するトラブルを防止するなど、要望処理対応の正確性の向上を図ってまいります。また、除雪作業の効率的な運行管理や情報提供の充実を図るため、今年度より、全地区の除雪車両にGPS端末を搭載し、除雪作業の運行管理を行うほか、市内全域の除雪車の走行経路を旭川市ホームページで公開することとしており、昨日、12月1日から公開しているところでもあります。

次に、継続する取組についてであります。市民の冬の暮らしに直結している生活道路の排雪強化といたしまして、排雪回数の基本2回の実施や、ざくざく路面対策として、圧雪厚を薄くする路面管理手法の検証を行うとともに、排雪時の交差点45度カットによる見通し確保の徹底、始業式前や卒業式前の学校周辺の歩道除雪や排雪を実施してまいります。また、地域の方々と除排雪業務の課題を共有しながら、相互に理解を得ることで円滑に業務を進めることを目的とした除雪相談会を、昨年と同様、市内9地区におきまして、11月28日から12月1日にかけて実施したところでもございます。

次に、地区除雪連絡協議会の開催状況についてであります。今年度は、11月1日から11月15日の間に、市内9地区において総会及び役員会を開催いたしました。また、役員会のみを実施した末広・東鷹栖地区においては、11月16日に書面を発送し、本日、12月2日までの書面会議を実施しているところです。協議会では、先ほど御説明いたしました、今年度の雪対策に係る主な取組のほか、各種制度の説明を行ったところでございます。協議会における主な御意見といたしましては、学校周辺の除排雪の強化の要望や、昨年度並みの道路状況の継続への期待など、除排雪作業に係るもののほか、雪対策基本条例の制定に関するもの、パトロールや雪出しに対する対応強化を求めるもの、住宅前道路除雪事業の制度見直しを求めるものなどがございました。今回、協議会でいただいた御意見を十分に参考といたしまして、安全、安心で円滑な冬の交通網の確保に努めるとともに、担い手不足や冬季の路面管理などの様々な課題に対する試行や検証など、しっかりと取り組みながら、除排雪体制のさらなる充実、強化を図りまして、快適な冬の生活環境の確保につなげてまいりたいと考えております。

最後に、除排雪に関する市民アンケートの結果についてでございます。本アンケートは、生活道路の排雪強化の取組など、除排雪事業における令和3年度の取組の評価や市民ニーズを把握することを目的といたしまして、本年7月8日から8月22日までの期間で実施したところでございます。アンケートの回答数は2千183件となっており、回答の結果を取りまとめましたので、一部内容を抜粋して御報告いたします。

令和元年度と令和4年度の結果を比較いたしますと、幹線道路の車の走りやすさについては、よい、おおむねよいが59%から72%に、生活道路の車の走りやすさにつきましては33%から57%に、交差点の見通しにつきましては19%から38%に、除雪状況を総合的に見た評価につきましては、満足している、大体満足しているが17%から42%に、それぞれ上昇しているところでございます。このたびの調査結果につきましては、アンケートの対象を除雪連絡協議会の会員に加えまして一般市民にも拡大したため、過去の調査結果と単純に比較することはできませんが、昨シーズンが比較的穏やかな気象状況だったことに加えまして、生活道路の排雪強化の取組がスムーズに進んだことが要因と考えているところでございます。

以上、令和4年度の除排雪体制について御報告申し上げます。

次に、雪対策に関する条例制定に向けた進捗についてであります。雪対策審議会における条例の審議状況や今後の予定を御報告申し上げます。

初めに、これまでの経過でございます。条例制定に関しましては、令和2年12月の雪対策審議会の設置以降、条例化については懸案事項として検討していくとの方向性が示されていたところでございますが、令和4年1月に開催した審議会におきましても、条例の制定に向けて継続して検討を行うことが確認されましたことから、これを踏まえまして、3月30日に市長から審議会に対し、条例制定の是非及び条例に盛り込むべき事項について諮問を行ったところでございます。その後、5回の審議を重ねまして、11月28日に開催した審議会におきまして、答申及び条例の骨子案が取りまとめられたところでありまして、12月中旬に答申をいただく予定となっているところでございます。

次に、審議により整理された事項といたしましては、大きく3つございます。まず、条例の必要性につきましては、雪処理のルールの遵守やマナーの向上、協働して雪対策に取り組むことなど、

市民意識を高めるため条例を制定すべきとまとめられているところでございます。次に、処分等の考え方といたしましては、敷地内の雪を道路に出す、いわゆる雪出し行為につきましては、道路法及び道路交通法で処分や罰則の規定が設けられているところでございまして、条例では、法令による処分や罰則の前段としての指導や、指導に応じない場合の勧告の規定を設けることが適当との意見をいただいているところでございます。次に、条例に盛り込むべき事項につきましては、主な点といたしまして、市、市民、事業者、それぞれの役割を規定するとともに、市民や事業者の遵守事項といたしまして、道路や河川等への雪出し行為をしてはならないとの義務規定として設け、守られない場合の指導や勧告の規定が設けられているところでございます。また、努力義務規定といたしまして、冬期における路上駐車につきまして、違法駐車等に該当しない場合であっても除雪作業の支障とならないよう努めなければならないなどの規定が設けられているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございしますが、答申いただいた条例骨子案につきまして、来年の1月下旬から1か月間、意見提出手続の実施を予定しているところでございまして、いただいた意見と本市の考え方につきまして、3月を目途に公表を予定しております。その後、意見提出手続の結果なども踏まえ、条例案を策定し、雪対策審議会での審議を経て、来年度の秋頃までを目途に議会提案を予定しているところでございます。

以上、雪対策に関する条例制定に向けた進捗について、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

**○上村委員** 昨日から、いよいよ根雪状態になりました。また解けてくれるといいなと思いつつも、もう12月ということもありますので、いよいよ冬シーズンかなということ、改めて、いろいろと思いを巡らせているところです。

ただいま、条例制定に向けた進捗についての御報告をいただきました。このような条例については、私はぜひ必要ではないかということで求めてきた立場でもありますので、この取組については大いに評価をしたいというふうに思いますし、11月の雪対策審議会ですらやく条例骨子案、または答申がまとまるということまでこぎ着けていただいたということでもありますので、その取組については本当にお疲れさまということを申し上げたいというふうに思います。

当然ながら、事業者であるとか、多くの市民の方、町内会の方ということについては、これまでも様々な議論がありましたし、いろいろな啓発も進めてこられたこととは思いますが、私としては、この条例が、いわゆる一般市民、多くの市民の方にそうした意識醸成、周知をしていくという意味では、非常に期待されるし、価値が高い取組だというふうに受け止めております。じゃ、実際に条例をつくったときに、その一般市民に対してどういうメッセージを伝えていくべきなのか、どうやって伝えられるのか、今後、これまでとどう変化をもたらすことができるのかということが問われていると思います。具体的に申し上げますと、例えば、条例の名称だとか、つくり方だとか、あるいはこれまでも様々な議論がありました、いわゆる雪出しマナーに対しての罰則の適用や実施をどう考えていくか。こうした様々な一般市民向けの工夫というものをどのように図っていくんだろうかということを中心に、幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

まず初めに、条例の目的とするところを再確認したいと思います。

**○時田土木部雪対策課長** 条例制定の目的についてでございます。道路の除排雪をはじめとする雪



対策は、快適な市民生活や円滑な経済活動を営む上で非常に重要なものでありますが、担い手の減少や気象状況の変化への対応に加え、交通や除排雪作業の妨げとなる道路への雪出しなど、様々な課題がある中で、雪対策の推進に当たり、基本的な事項を定めるとともに、雪処理のルールへの遵守やマナーの向上、市、市民、事業者が協働して雪対策に取り組むことなど、市民意識を高めることを目的に条例を制定すべきとまとめられております。

**○上村委員** 市民意識を高めることが目的という表現がありました。この辺り、こうした視点に立ちながら、幾つかこの後も続けてお聞きしたいと思うんですが、冒頭も申し上げたとおり、いかに市民意識を高めることが図られるかということを追っていきたいというふうに思います。

それで、先ほども一部、御説明がありましたけれども、雪対策審議会での議論が続けられてきました。その経過について伺いたいと思います。特に、主な論点として挙げたこと、それに対してどういったことを今の段階で整理されているかということについて伺います。

**○時田土木部雪対策課長** 雪対策審議会における審議につきましては、本年1月21日に開催した審議会において、除雪マナーの向上やルール遵守の効果が期待できるため、条例の制定が必要との意見があり、条例の制定に向け、継続して審議することが決定され、本年3月に条例制定に関わる意見を審議会へ求める諮問を行いました。その後、5回の審議が行われたところでありますが、主な論点といたしましては、条例制定の必要性、道路の雪出し行為に対する現行法令の処分や罰則の規定を踏まえた条例の考え方、市、市民、事業者の役割として必要な内容について議論が行われたところであります。

**○上村委員** やはり、審議会の皆さんも大いに興味、関心を寄せている論点として、雪出し行為への対応ということが挙げられるというふうに思うんです。これについては、最終的にどのような対応を図っていくことになったのか、まず先に確認させていただきます。

**○時田土木部雪対策課長** 条例における罰則についてであります。道路への雪出し行為は、道路法や道路交通法において罰則が定められております。条例で定める事項は、法令の規定を超えないことが原則であり、法令の規定と目的や対象が同じ場合、条例で重複した罰則規定は設けられないものとされており、北海道内外の他都市における同種の条例においても罰則は設けられていない状況にあります。雪対策審議会での審議において、条例では、除排雪のルールへの遵守やマナーの向上を市民に伝えることが重要であり、主眼とすべきである、明らかに悪質である、市からの指導に応じないなどの場合には、法令の規定を適用すればよいなどの意見が寄せられ、条例においては、法令の規定につなぐ前段の措置として、指導や、応じない場合の勧告の規定を設けることが適当とまとめられております。

**○上村委員** ということ、具体的な罰則までを本条例に盛り込む考えは見送られたということがありました。一方で、前段階になるのかもしれませんが、指導して、もし従わない場合の勧告までは、本条例の適用事案として想定した規定を設けるということだと思います。罰則が法令にあるということ、この間も、道路法及び道路交通法においてそうした雪出しに対しては罰則があるんだということは御説明いただきましたので、そのことをおっしゃっているんだろうというふうに思います。そうした規定がある以上、あえて同じものを条例に設けることにもならないし、当然ながら、それより上回るような罰則を設けることは想定されているものではないということだと思います。

ここで私がお聞きしたいのは、これまでもそういう説明をいただいていたわけですが、じゃ、実際にそうした罰則が適用されてきたのかということ、そうではないんだろうというふうに思っているんです。なので、当然、法の罰則があるからいいんだとは思っていないとは思いますが、そうしたことに対して、じゃ、具体的にどう変わっていくんだろうかということを知りたいということです。この雪出しの点については、当然、地域住民の方の雪出し案件はもとより、例えば、除排雪サービスを行っているような民間事業者に対しても、いろいろとそうした雪出しについての苦情であったり、問題の指摘を私も受けているところですし、皆さんも恐らくそうだと思います。今回、罰則は設けないという規定になったようでもありますけれども、例えば、これが市民だと、なかなかいろいろ扱いも難しいし、罰則の適用になってくると、いろいろとデリケートなことがあるとは思いますが、例えば、民間事業者の扱いということについては、またちょっと視点を変えて対応する余地がないのかということを知りたいと思います。その必要性に対する市の考え方と併せてお答えをいただきたいと思います。

**○時田土木部雪対策課長** 雪出し行為に関して、市民と事業者を分けて取り扱うことにつきましては、現行法令上、道路への雪出し行為は禁止されておりますので、条例においてその取扱いを分けることは難しいと考えておりますが、市民、事業者にかかわらず、重機を使用した雪出し行為など、交通に著しい障害を及ぼすおそれのある悪質な行為につきましては、警察と連携し、対応する必要があると考えております。

**○上村委員** この答弁も実は、ほぼ同じ内容で以前にいただいているんですね。じゃ、その警察との連携というのがどこまで具体的に図られていたのかということについても私は課題認識を持っています。ということを含めて、ちょっと事実関係を1点確認させていただきたいんですけれども、例えば、市民、事業者ということで、今、2つのカテゴリーを私から申し上げましたけれども、この雪出し行為に関して、警察との連携の事例がどのぐらいあるのかということ、それから、先ほど来おっしゃっていただいたような罰則の適用事例もどのぐらいあるのかということを確認させていただきます。

**○時田土木部雪対策課長** 市民による道路等への雪出し行為に関しましては、パトロールでの発見の際や、市民から情報が寄せられた場合、チラシの配付など、注意喚起や指導を行っておりますが、交通への障害の状況や指導等の経過も踏まえて、状況を見ながら警察に通報し、パトロールの強化や指導を要請しており、昨年度は2件要請したところであります。また、道路法による罰則の適用につきましては、警察に告発する必要がありますが、これまで本市が警察に告発するに至った事例はございません。

**○上村委員** まず今、市民への対応ということでお聞きをしましたが、昨年度は2件のパトロール要請、あるいは警察との連携の要請があったということで、これは、注意して見ておきたいというふうには思っています。しかし、その前まで遡っていくと、なかなかこうした例はそれほどなかったのかなというふうに私個人としては認識をしておりますので、殊さらこの2件が注目を引くわけでありまして、後段述べていただいた実際の罰則の適用例はないということですし、これまでもなかったと思います。ですから、この辺が、罰則があるからといってそれがどこまで抑止力になっているのかということに対しての疑問を生じさせているということを知りたいわけですね。

同様に、ここは私はどちらかというに分けて考えていますけれども、市民の方、地域住民の方々の雪出しの問題と、一方で、民間事業者の方の雪出しの問題、こちらについてはちょっと質が違うのかなというふうに思っています。おおむね一般的な話ですけども、行為態様として重機を用いてやっているということが大きな違いではあると思うんですけども、ただ、そのことだけではなく、民間事業者の方というのは、対価を得ながら除排雪をやっているというのが基本的な立場だと思います。そうした方々の雪出しの行為に対する受け止めあるいは扱いと、地域住民の方の部分というのは、決してこれは強要する趣旨の発言をしているわけではないんですが、ただ、その扱いというのは異なっても致し方ないのかな、あるいは異なる扱いということも考えていくべきではないかなということでもあります。こうしたことに対して、市としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

**○時田土木部雪対策課長** 事業者の雪出し行為に関しましては、件数についてですけども、先ほどの答弁と同様に、雪出しの行為に改善が見られない場合など、状況を見ながら警察に要請しておりますが、こちらのほうにつきましては、昨年度は要請はなく、罰則適用事例に関しましては、本市が警察に告発するに至った事例はこちらのほうもございません。

より高い制約を事業者に課すことにつきましては、市民と事業者の取扱いを条例上分けることは難しいと考えておりますが、重機を使用した雪出し行為などに関しましては、交通の支障となる可能性が大きいと考えられますことから、重点的に対応していく必要があると考えており、行政指導に従わない場合は、道路法や道路交通法の罰則適用も視野に警察と連携を図ってまいります。

**○上村委員** 今回、初めての雪対策に関する条例ということで、私も大いに期待をしていますが、場合によっては、この雪出し行為への統制、コントロールという意味で、受け止め方によっては何か新しい制約みたいなものがこの条例によってもたらされるんじゃないかというふうに受け止める市民、あるいは事業者の方ももしかしたらいるかもしれません。言うまでもないことなのですが、今回、市としても、今後、この雪対策に関して条例を公布することによって、じゃ、市はどう変わっていくのか、市としては何を变えていく考えなのかということも同時に問われるところだと思うんです。今、行為態様によって適切な対応を心がけていきたいというような趣旨の答弁がありましたけれども、市として、私は当然、その部分も期待を申し上げたいし、その他の役割についてもこれまで以上に、じゃ、市としては何ができるのか、何をすべきなのかということも条例の中でも考えていただきたいなというふうに思っています。

そこで、例えば、市民サービスとして、融雪槽の設置補助を行ったり、あるいは住宅前道路除雪で地域協働の除排雪の推進というようなことも手がけていらっしゃるわけですが、そういったことも含め、さらにその発展形の想定も含めて、何かしら、行政が取り組むべき課題や施策について盛り込むような考え方はないのかということを確認したいと思います。

**○時田土木部雪対策課長** 行政が取り組むべき課題や個別の施策につきましては、今後の社会情勢や事業の進展により変化していくことが想定されますことから、条例の骨子案では、雪対策に関する基本理念、基本方針、重点目標を定めた基本的な計画を策定し、総合的、計画的な施策を実施することを市の役割として盛り込むこととしておりまして、具体的な個別の施策につきましては、基本計画やアクションプログラムに基づき実施し、進行管理を行ってまいります。

**○上村委員** 答弁された趣旨は理解はできるのですが、とはいえ、そういった内容にとどまるので

あれば、基本的にこれまでの取組姿勢や、やっている内容としては、大きく変わることはないだろうというふうにも受け止められるわけです。後段、雪出しに関する対応ということについては、一定程度、意識を上げて取り組んでいただけるのかなという期待は持ちますが、実際にこの条例化に関わって、市としての役割を強化していこうという考え方をどのように持っていらっしゃるのか、改めて確認したいと思います。実際に、じゃ、何が変わるんでしょうかという話です。

**○時田土木部雪対策課長** 条例制定に関わる市の役割としましては、市民や事業者に対し、指導や勧告の規定を条例に明記することから、雪対策審議会の意見にもありますとおり、雪処理のルール、マナーや、協働して雪対策に取り組むことについて周知に努め、市民意識を高めていくことが最も重要なものと考えております。このため、既存の媒体に加え、より一層多様な媒体、手法によって周知啓発を行うとともに、市民協働によるパトロールや支援制度の充実など、地域除雪活動のさらなる推進により市民の行動変容を促すことや、本市におけるパトロールの体制の強化、警察とのスムーズな連携などにより市の役割を十分に果たせるよう、取組を推進してまいります。

**○上村委員** 市民意識を高める、それが最も重要だという答弁とともに、市民の行動変容も促していきたいんだということ述べられました。ぜひ、そうしたことに期待をしたいところです。

改めて、今後の条例制定に向けたスケジュールについて確認をさせていただきたいと思います。具体的に、この流れでいくと、来シーズンからということなのでしょうか。いつからの運用を見込んでいるのかということについても併せてお答えをいただきたいと思います。

**○時田土木部雪対策課長** 条例の制定に向けたスケジュールとしましては、12月中旬までをめどに、雪対策審議会から条例制定の是非及び盛り込むべき事項、条例骨子案の答申を受ける予定となっております。この答申を受け、広く市民の皆様にご意見を伺うため、来年1月下旬頃から1か月間、条例骨子案に係る意見提出手続を実施する予定としており、その後、意見提出手続や除雪連絡協議会の意見を踏まえて条例案を作成し、雪対策審議会で審議するなど、内容を整理して、来年度、除雪シーズンからの運用を見据え、秋頃までをめどに議会提案をさせていただきたいと考えております。

**○上村委員** 冒頭にも申し上げましたが、私は、より広い一般市民層に向けて、この条例の制定作業を共に進めていく必要があるだろうというふうに考えています。それは、言うまでもなく、事業者や地域住民、特に、市民委員会であるとか、町内会であるとか、そういった層については、これまでも問題意識というのは共有してきたでありますし、むしろ、どちらかというところとそういった方々というのは、こちら側というか、同じく雪出しに毎年苦労しているような方とも言えるのかなと私は位置づけているところです。ですから、再三申し上げていますとおり、一般市民層に対してどういう周知や共同作業によってこの条例を制定していけるのかという意識をできれば持っていただきたいなというふうに思っているところです。言うまでもなく、除排雪については、多くの市民が関心を寄せているし、自分事の問題だというふうに受け止めている方が多いと思います。当然ながら、そういった意味も含めて、必要な時間をかけて丁寧に進めていただきたいということは申し上げたいのですが、今、答弁いただいたとおり、来シーズンからということについては、ぜひ、そうしたスケジュール感を持って進めていただきたいなとも思っております。

なので、何を言いたいかと申し上げますと、市民周知の工夫というのが求められるだろうということです。今ほど、意見提出手続、いわゆるパブリックコメントを来年1月から実施するというお

話がありましたが、私は、必ずしもこの意見提出手続、いわゆるパブコメは、多くの市民に浸透されているものではないと思っています。今回、ちょっと違う性質が出るかもしれませんが、これまでの経過としてそういった特徴があるであろうパブコメをやるときに、どういった情報提供を行ってやるのかとか、パブコメを求めるだけでいいのかとか、いろいろと考えていく余地はあるんだろう、工夫していく余地はあるんだろうというふうに思っているものですから、ぜひ、例えば、説明会を行うですとか、そんな具体的な手法の実施も含めて、今回、もちろん、より多くの市民が対象になるだろうし、興味関心を寄せていただける可能性もあるだろうということを見据えながら、意見聴取、あるいは周知方法については相応の工夫を施していただきたいと思っています。どのように進める考えかということについて伺います。

**○時田土木部雪対策課長** 市民への情報提供として、これまで、新聞報道や除雪連絡協議会において、審議の進捗状況や意見提出手続の予定についてお伝えしてきたところです。今後の意見提出手続などの周知については、広報誌やSNSでの発信にとどまらず、商業施設の電子情報掲示板への掲示など、様々な媒体や方法により広く周知に取り組んでいきたいと考えており、意見提出手続の実施の際には、条例を制定する背景や目的などをまとめた参考資料を骨子案と併せて掲示することも予定しております。また、意見提出手続による全市的な意見聴取のほか、市内9地区で開催している地区除雪連絡協議会においても、条例骨子案や意見提出手続の結果について説明し、意見を伺った上で条例案を作成する考えでございます。

**○上村委員** 恐らく最後の問いかけになると思うのですが、今、多くの市民に、そして一般市民にというワードを私は用いてきました。今回のこの条例は、いわゆる理念条例に近いものだと思います。指導、勧告という処置についての規定は設けておりますけれども、罰則の適用を見送ったということが代表するように、やはり、啓発に主眼を置いているということは否めないのかなと思いますし、それはそれで受け止めざるを得ないところです。しかし、であればなおさらのこと、再三にわたり述べますけれども、一般市民にどう伝わっていくかということに期待したいわけですが、そして、期待せざるを得ないわけであります。実際に市民を動かすということによって、この条例化によってどのような変化を求めるのか、そして、どのような変化が得られるのかということが問われているという局面だと思っています。

先ほど、条例制定の背景については資料として供したい、皆さんにお示しをするなどして理解を促したいという答弁がありましたが、これも、理念条例であれば、本来であれば、例えば前文を設けるであるとか、そういった方法によって、その条例制定の目指すところ、あるいは背景を分かりやすく伝えていくということがあってもいいのかなというふうに思いましたが、今回は、今の段階ではそういう前文の表現ということについては見送られているようであります。その必要性については、今、理念条例と仮に断定しながら話を進めますけれども、だからこそ、本来的には必要なものではないかなというふうに私は思います。

冒頭、条例の名称ということで申し上げましたけれども、こうしたものも、今現在では（仮称）旭川市雪対策基本条例ですか、いわゆる一般的な名称だろうということで、ここに落ち度は当然ありませんけれども、ただ、いろいろとネーミングというのは非常に重要なことだと思いますし、特に今回、かなり広い層の市民に対してのPRということも今後想定されていくということになれば、この条例の名称についても一ひねりしていただく必要があるのではないかとということをおし上げた

いと思います。

皆さんが会議で示している資料を参照しますと、他の自治体の雪に関する条例としては、非常に様々な名称が用いられているということが分かります。個の内容によっていろいろと主眼が違うので、必ずしも皆さんが同じ方向を向きながらこの名称を使っているわけではないということは前置きしておきたいと思いますが、例えば、雪となかよく暮らす条例であるとか、雪国の生活を明るくする条例、雪に強いまちづくり条例、冬の暮らしを明るくする条例とか、いずれにせよ、このネーミング一つによっても、皆さんとしていろんなメッセージを込めることができるんじゃないかということを申し上げたいわけです。そうしたこともぜひ検討していただけたらなということをお伝えしたいというふうに思います。

さらには、先ほど、質疑で具体的な答弁をいただきましたけれども、条例化によって今後、市としてどのような役割を果たしていくのか、ギアを変えていくのかということも、ぜひ、明確に盛り込んでいただけたらなということでもあります。いろいろと条例に盛り込めること、盛り込めないことがあるということは理解をいたしますけれども、市の役割についても可能な限り拾い上げていただいて、何が変わるのかということに盛り込むべきではないかということも再度申し上げたいと思います。

最後にしますが、旭川市として、この条例制定に向けた本気度に期待をしたいと思います。初めての雪対策の条例ということでもあります。ぜひ、覚悟を持って進めていただきたいということを最後に申し上げ、これらに関する考え方をお聞きして、私の質疑を終わりにしたいと思います。

**○幾原土木部雪対策担当部長** 上村委員さんから、雪対策に関する条例につきまして、様々な御質疑、御提案をいただいたところでございます。

除排雪など、雪対策につきましては、担い手確保をはじめ、多くの難しい課題がございまして、これまでも様々な取組を進めてきたところでございますが、雪処理のルールやマナーに関しましては、重機による大量の雪出しは道路環境の悪化や除雪経費に影響するなど、非常に大きな課題であると認識しているところでもございます。旭川市雪対策審議会におきましても、条例を制定することで市民に明確なメッセージを伝える必要があるとの意見もございまして、条例の制定や内容について慎重に議論を重ねまして、11月28日に答申案がまとめられたところでございます。

これまでも、雪処理のルールやマナーにつきましては、市民への周知啓発や地域除雪活動による取組を進めてきたところでございますが、いまだ市民に浸透していない状況が見受けられますことから、この条例制定が雪処理のルールやマナーに対する市民意識を高めることや、協働で取り組むきっかけとなるように、多くの市民に伝わるよう情報発信の手段を工夫する必要があるものと考えております。そのためには、委員からの御提案もございました、条例の背景でありますとか条例のネーミングなど、条例の必要性を分かりやすい形で表現することに取り組んでいくとともに、様々な媒体を活用しながら情報を発信することで、市、市民、事業者のそれぞれが共通認識を持って役割を果たしていくことが可能となり、市民一人一人の行動変容につながっていくものと考えておりますし、我々も大きな期待を寄せているところでもございます。また、委員からの御指摘にもありますように、市の役割は非常に重要でございまして、雪処理のルール遵守による雪出し行為の抑制は、長年の懸案である難しい課題ではありますが、融雪施設設置補助金や地域除雪活動など、助成制度の活用を促進しながら、市民の皆さんの御理解や御協力を得てまいりたいと考えておりますし、

重機による悪質な雪出し等につきましては、パトロール体制の強化、あるいは警察とのスムーズな連携が大変重要なものとなってまいりますので、より実効性のある運用の在り方でありますとか体制づくりも市の役割として必要になるものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、除排雪など雪対策は、冬の市民生活に直結するものでございますので、このたびの条例制定に向けた、この機を捉えまして、多くの市民の皆さんに条例制定の背景となった除排雪を取り巻く厳しい状況と冬のルールやマナーを守ることの重要性をお伝えすることで、市民意識の向上や行動変容につながるよう取り組んでいくとともに、担い手確保など、多くの難しい課題に対しても、持続可能な除排雪体制が整うよう、今後も国や北海道との密な連携を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますし、覚悟を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○まじま委員長** 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、紹介受診重点医療機関の概要等について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

**○木村市立旭川病院事務局長** それでは最初に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付させていただきました資料に基づき御報告を申し上げます。資料のほうを御覧いただきたいと存じます。

北海道におきましては、11月中旬以降、極めて悪い感染状況で推移しておりまして、第8波突入の様相を呈しております。旭川市内におきましてもクラスターが多発しておりまして、コロナ病床につきましては、現在、基幹病院以外の医療機関におきましても稼働しているものの、病床使用率は50%を超えているという状態が続いております。また、この間、当院におきましても2件のクラスターが発生しておりまして、同クラスターの発生状況や、前回報告以降の職員の感染状況、直近における感染症病棟の稼働状況等につきまして、順次、御説明を申し上げたいと思います。

まず、資料の1ページ目の1、当院におけるクラスターの発生についてでございます。11月28日、つい先日になりますけれども、一般病棟で、職員、入院患者合わせて5人のクラスターが、また、翌11月29日には、別の一般病棟で、職員、入院患者合わせて8人のクラスターがそれぞれ認定されまして、現在も終息に至っていない、進行中の状況でございます。当院といたしましては、2例目、3例目のクラスター発生ということになりますけれども、現在、当該病棟への新規入院を停止しているところでありますが、今後、職員、入院患者のスクリーニング検査を行いまして、新たな陽性者の発生がないことが確認でき次第、診療制限を解除するという予定になっております。

次に、その下の2、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてであります。前回の常任委員会での報告以降、11月29日までで、医師、看護師など職員41人の感染が確認されております。その多くは家庭内感染であります。一部に先ほどのクラスター発生のほか、一般病棟で新規入院を一時的に休止するというケースも出たところでございます。現在は、職員の感染者や濃厚接触者が増加しておりますことから、患者と接触のない職員を除く全職員がN95マスクを常時着用するなど、感染者発生時においても院内での感染拡大を最小限に抑えるよう、引き続き

対策の徹底に努めているところでございます。

次に、2ページ目になります。3、感染症病棟の入院患者数についてでございます。北海道の医療提供体制が、11月1日にフェーズ1から2へと、また、11月14日にフェーズ2から3へと引き上げられまして、現在はフェーズ3、当院の病床数は26床となっております。これまで当院では、フェーズ1で26床、フェーズ2で41床、フェーズ3で50床と段階的に増床してまいりましたが、現在、基幹病院以外の6つの医療機関がコロナ病床を稼働させていることや、アフターコロナも見据え、一般診療や救急などとの両立、さらには強化を図るため、今後の増床を視野に入れつつも、現在はいずれのフェーズにおいても26床ということにしております。なお、この体制におきましては、満床、病床率100%までは患者を受け入れる覚悟でございまして、実際、今週の月曜日、火曜日には病床使用率が100%というふうになっていた状況でございます。11月27日現在の延べ入院患者数につきましては、疑い患者も含めて1万1千278人となっており、1日当たりの月平均患者数は、下段の表1のとおり、10月の13.0人と比較いたしまして、11月27日までの11月の1日平均患者数は21.1人に増加するなど、再びの急激な増加傾向となっております。なお、資料には記載はございませんけれども、直近の11月末日までの延べ入院患者数ですが、1万1千370人、11月の1日平均患者数につきましては22.1人となっておりまして、今朝の段階での入院患者数につきましては、実人数で24人、稼働率としては90%を超えているという状況となっております。

続きまして、3ページ目になります。発熱外来（接触者外来）の受診患者数についてでございます。当院におきましては、8月以降、保健所依頼の陽性者や濃厚接触者に加えまして、当院かかりつけ患者の診療にも当たっているところでありますが、これまでの受診患者数につきましては、11月27日現在で5千892人となっております。1日当たりの月平均受診患者数は、下の表2のとおり、過去最多になりました8月以降減少し、10月の患者数は9.5人となりましたけれども、11月27日までの11月の月平均患者数は15.0人と増加し、入院患者数と同様に再度の急増となっております。なお、直近の11月末日現在の受診患者数につきましては5千919人、また、11月の1日当たりの平均患者数は14.1人となっております。

次に、下段の5、病院全体の患者数についてでございます。まず、（1）入院患者数につきましては、一般病棟の病床再開によりまして、7月以降、回復を見込んでおりましたけれども、10月につきましてもコロナ感染者数が下げ止まりの中、一定の患者数への対応が継続したほか、職員の感染やクラスターの発生による入院時期の調整等によりまして、4ページになりますけれども、表3にお示しをしておりますとおり、引き続き低調に推移しているところでございます。また、4ページ上段になりますけれども、（2）外来患者数につきましても、10月はコロナ感染者数が下げ止まりの中、受診控えなどから、表4にお示ししておりますとおり、こちらも低調に推移をしております。今後につきましては、感染者数の高止まりが長期化する中、過日、道内で確認されました新たな変異ウイルスや、季節性インフルエンザとの同時流行に対する懸念もありまして、現時点におきましては、入院、外来のいずれにつきましても、将来の回復の予測というのが困難な状況でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に関わります報告につきましては以上でございます。

続きまして、紹介受診重点医療機関の概要等につきまして、こちらも配付資料に基づき御説明を



申し上げたいと思います。

まず、資料の1ページ目を御覧ください。最初に、紹介受診重点医療機関とは何かということがありますけれども、1枚目の資料の左下に⑤番がありますけれども、こちらにイラストが描いてあります。こちらにありますとおり、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関のことでありまして、こちらは、令和4年度の診療報酬の改定によりまして新たに創設されたものということになっております。また、医療資源を重点的に活用する外来のイメージといたしましては、その下の⑥に記載のありますとおり、手術前後の外来や紹介患者への外来などとなっております。現在、当院におきましては、紹介受診重点医療機関の指定に向けて検討、あるいは作業を進めておりますことから、今回、国の制度概要も含めまして御説明申し上げるものでございます。

次に、国の動き、主に厚生労働省の動きといたしましては、資料の左上の①から③の部分になりますけれども、まず、①にありますとおり、関係法律が令和3年5月に公布をされております。その概要といたしましては、②にありますとおり、令和6年4月から、医師の働き方改革として時間外労働の上限規制を開始し、同時に、地域医療体制を確保し続けるための方策として、外来医療の機能の明確化、連携を進めることなどとなっております。また、具体的な改革の方向性として国が示す内容につきましては、その右側の③の下のほうに書いてありますが、外来機能の明確化、連携に向けてデータに基づく議論を進めるというふうにされておきまして、外来医療の実施状況の調査、把握、これは外来機能報告というもので、今回、新たに始まるものですが、この外来機能報告や、冒頭で説明いたしました⑤、⑥の医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関、紹介受診重点医療機関の明確化とされております。一方、その下の④の欄になりますけれども、こちらは、今年3月に総務省のほうから示された新公立病院経営強化ガイドラインにおきましても、公立病院の経営強化を図るポイントとして、限られた医療資源を地域で最大限効果的に活用することや、役割、機能の最適化と連携の強化が掲げられておきまして、国全体としてそのような考え方だということが見てとれるものとなっております。

次に、右上の囲み部分になりますけれども、紹介受診重点医療機関の指定についてでございますが、紹介受診重点医療機関となるためには都道府県から指定を受ける必要があります。そのための手続といたしまして、地域の協議の場における協議が必要というふうにされております。現時点では、地域医療構想調整会議の活用が想定されておりますけれども、その下にあります基準、初診及び再診の患者のうち医療資源を重点的に活用する患者の割合のほか、意向を示した医療機関の特性や地域性などが協議されまして、その協議が調った場合に都道府県が公表するという流れになります。なお、基準に関わります当院の現時点での推計になりますけれども、少し字が小さいですが、記載のとおり、初診では40.7%、再診全体では24.0%、精神科を除き30.6%となっております。基準を満たすものというふうに認識をしております。

次に、中段のメリット、デメリットになりますが、こちらはポイントのみ御説明いたします。まず、病院側のメリットといたしましては、入院診療加算など医業収益の増額が見込まれること、また、外来負担の軽減、外来機能の明確化といったことが挙げられますけれども、これらによりまして、経営基盤の強化や、高度急性期、感染症など、当院の役割への限られた医療資源の投入というのがより一層進められるものと考えております。また、患者側につきましては、デメリットといたしまして、外来初診時に初診料とは別に徴収しております定額負担の増額ということが挙げられま

す。詳しくは、国の診療報酬改定の説明資料であります2ページ目の資料で御説明をいたしたいと思っております。

2ページの資料の一番下に記載のありますとおり、本年10月1日から、紹介状なしで受診した患者から定額負担を徴収しなければならない医療機関の対象と金額についての見直しが施行されております。当院につきましては、現行制度においては定額負担の徴収は義務づけられてはおりませんが、独自に条例においてその額を1千100円と定め、徴収をしております。今後、当院が紹介受診重点医療機関の指定を受けた場合には、中段の右側の見直し後の欄に記載のありますとおり、例えば、医科の初診につきましては7千円など、この記載の金額以上の額を定め、徴収することが義務づけられるということになります。ただし、紹介状をお持ちの患者様に加えまして、救急患者、それから公費負担医療制度の受給者など、対象外となる方もいらっしゃるにしまして、全ての患者から徴収するというものではなくて、1ページ目の右側の病院側のデメリットの欄に、こちら少し字が小さいですけれども、記載のありますとおり、当院の今年4月から9月までの現行制度における実績では、初診患者のうち12.7%、全ての外来患者数から見た場合にはおおむね1%の方から徴収させていただいているという状況になっております。

最後に、今後のスケジュールということになりますけれども、右下になります。9月に国から外来機能報告の依頼がありまして、10月から11月頃とされておりました対象医療機関から国への報告と紹介受診重点医療機関への意向表明につきましては、国の都合で、当初の予定からずれ込みまして、12月末頃の期限となる見通しであります。また、1月から3月頃とされております地域の協議の場における協議につきましては、現在の進捗状況から、2月以降になるものと見込んでおります。なお、おおむねこのスケジュールどおりに当院が指定を受けた場合ということになりますけれども、定額負担の額を見直す条例改正案を来年6月の令和5年第2回定例会に上程させていただくことを想定しているところでございます。

資料に基づく説明は以上となりますけれども、当院が今回、検討を進めるに至った背景や考え方につきまして、若干御説明を申し上げたいと思っております。これまで当院は、公立病院として、がんや心疾患などの急性期における質の高い医療や、命に直結する救急医療、精神科などの不採算医療、また、令和2年2月に市内で初めて新型コロナ患者が確認されて以降、市内で最多のコロナ患者の診療に当たるなど、感染症指定医療機関としての役割も担いながら、地域医療の一翼を担ってまいりました。一方で、この3年間のコロナ禍におきましては、当院は、これまでに経験したことのない病院運営を迫られまして、医業収益は過去に例のない水準まで落ち込んでいるという状況にあります。コロナ収束の兆しはいまだ見えておりませんが、いつか来るであろうアフターコロナを見据えた場合、先ほど申し上げました当院の役割を将来にわたって安定的に提供し続けるためには、強固な経営基盤の構築が必要不可欠なものというふうに考えておりますけれども、なかなか簡単ではない大きな課題であるというふうに認識をしております。また、人口減少、少子高齢化といった社会情勢や、医師の働き方改革の推進、診療報酬の改定など、国の動向にも注視しながら時代の変化に即して対応をしていかなければ、生き残っていくことが困難になるのではないかとこの危機感を実は持っているというところでございます。

そうした状況の中で、今回の紹介受診重点医療機関につきましては、その対応に向けた取組の一つとして検討を進めているものでございまして、限られた医療資源を最大限生かしながら、引き続

き、急性期病院として質の高い医療を地域に安定的に提供することで、この地域における公立病院としての役割を果たしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

**○金谷委員** 御説明いただきました内容について、何点か確認をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず、現在検討中という報告だったと思ひていて、実際のタイムスケジュールを見ますと、10月から11月には意向表明なんだけれども、現在、国のほうで12月末までずれ込んでいるので、まだ市立病院としては、これについて意向表明は正式にしていないうことだなというふうにお聞きをいたしました。

そして、るる御説明があつて、最後には、病院側の都合というか、これまでの経営状況の危機感というか、厳しい中での判断、また、全体的にそういう国の示した流れということがあつて、それに乗っていくということは理解できるんですけども、実績として、年間12.7%の方が初診料が高くなるというか、これまではそのぐらいの割合の人数の方が実際に紹介状なしで来たということですね。だから、1千100円が、今後、幾らになるか分かりませんが、7千円以上になるという報告、そこが一番、市民利用から考えると、私たちの会派としては、今回この概要をお示しいただいて課題として認識しているところなんです。

そうしますと、12.7%って実際何人ぐらいなんでしょうか。

**○江洲市立旭川病院事務局医事課長** 人数で申し上げますと、令和4年4月から9月まで、半年間の実績になりますけれども、徴収させていただいている方が978人となっております。

**○金谷委員** 今年度と同じぐらいであれば、半年で1千人ぐらいへの影響になるかなと。

考え方としては、来年の第2回定例で条例改正して、患者側からすれば、このように、実質値上げというふうに思ひますので、それを考えますと、国のガイドラインで、総務省の考え方としても効果的な活用というところは理解しながらも、実際に今現在の市立病院の中で、外来の負担を軽減したいという考え方だとすると、現在、外来において、この紹介状なしの患者さんが新規で訪れるというところについての負担というのはそんなに大きいものですか。

**○江洲市立旭川病院事務局医事課長** 現状におきましては、コロナ禍ということで、いろいろと接触者外来ですとか、あと、コロナ患者さんへの対応ということでかなり負担がかかっているような状況でございます。ただ一方で、今回の提案というか、説明については、アフターコロナを見据えてということで、今だけの状態ではございませんけれども、今後、働き方改革ということで時間外の上限設定ができるということで、現状、じゃ、どれぐらいの時間外をやっているかということについては、これから始まる上限規制でありますので具体的な数字は把握しておりませんが、現状においてはコロナ対応も含めましてかなり負担がかかっていることは事実かと思ひます。また、現状の負担を入院医療に完全にシフトするわけではございませんけれども、今後、手術件数とかも多くなってくることを考えておりますので、そういった部分への対応ということでは、そちらのほうに負担がかかることになるのかなというふうに考えているところです。

**○金谷委員** コロナ禍であり、それ以前の診療とは全く患者様の動きも違ひていて、診療控えもある中で、なお、このぐらいの人数の方が影響を受けるということもあり、会派としては、非常に、

これを簡単にやっていただくということでもいいのかっていう声があるわけなんです。そういった市民負担について、今の外来の負担との兼ね合いということで、実際に今お聞きすると、きちっとした根拠をお持ちでないような気もするんですね。実際に、それによってどのぐらいの負担になっていて、じゃ、その分全部断るのか、断るとかじゃないけど、7千円以上出してもいいという方はいらっしゃるとしても、そういったことを考えると、これまでとは違うと。周知等、その後のことについては今日はやめておきますけれども、意向表明に向かって今動こうとしているんだという報告だと思うので、検討中と言いながらも、これはもうかじを切っているんだというふうに聞こえるし、見えるわけですが、市民病院としては、本当に果たしてそれでいいのか。考え方として、他の拠点病院と一緒に7千円以上、初診時にもらっていくことがいいのか、いやそれが、やはり1千100円だから行きやすいという声はとも私も聞いているし、何かあったときに安心してかかれる、紹介状なしで行けると。症状によっては何科に行ってもいいか分からない、これまで基礎疾患があって行って、そこからの紹介で大病院に行くと、そのときに市立病院を選んでいただけるか分からないんですけれども、必ずしもそういった流れだけでは現状はないんじゃないのかなって思うんですね。だから、その辺のところについて、市民負担についてどんな考え方で検討してきたのか、その上での意向表明なのか、そして、他の拠点病院と同じでよいのかについてお答えください。

**○木村市立旭川病院事務局長** 金谷委員さんから、まずは先ほど、負担の話がありました。確かに今、先ほど申し上げた人数でどれぐらい負担があるのか、それが重いのか軽いのかというのはちょっと一概にはなかなか申し上げられません。それともう一つが、今回、メリットとして、項目としては挙げてはいますが、負担を軽減することを主たる目的としているわけではなくて、ただ、世の中の的といいますか、国の動きとしては、やはり医師の働き方改革という状況が目の前にあるもんですから、そういった部分でいきますと、なるべく医師の負担を軽減していく方向にシフトさせなきゃならないという部分と、それから、当院の経営的なことを申し上げますと、限られた医療資源をできるだけ本来の当院の役割である急性期医療、外来か入院かと言うと、どちらかという入院のほうになるかと思うんですけれども、そちらのほうにマンパワーを投入していくべきではないかという部分が議論としてあります。

それから、市民負担の部分につきましては、確かに当院は、市内5つの基幹病院の中でも公立病院という役割ですので、ほかの病院と一緒にいいかという部分で言いますと、確かに一緒では駄目だと思うんです。現在、例えば、旭川医大病院は特定機能病院という位置づけですし、ほかの、日赤、厚生、それから医療センターについては、地域医療支援病院という位置づけになっていて、実は、当院以外の4病院は、先ほど申し上げた7千円以上の額をもう既に徴収しているという状況にあります。今回、やはりこの指定を受けるに当たって大きな問題になるのが、その定額負担の問題だろうなという認識は当然ありまして、これまでの議論の中でも、その部分の議論は当然院内でも様々なされてきたんですけれども、一つには、今回、実はこの定額負担を求めては駄目な方、取っては駄目な方というのがいます。取っては駄目な方ってどんな方かという、例えば、救急患者さん、これは取ったら駄目ですよ。それから、国の公費医療制度の受給者の方、それから地方の公費医療受給者の方、無料低額診療の方、HIV患者ですとか、その方は取ったら駄目ですよなっています。それはもう当然、どこの病院も取っていません。もう一つは、求めなくてもよい患

者さん、あるいは、取っても取らなくてもいいですよという患者さんも実はいらっしやいまして、例えば、人間ドックで、検査が必要になりましたという通知があった患者さんにつきましては、例えばいきなり当院に来られても、それは取っても取らなくてもいいですよということになっています。今、その取っても取らなくてもいい患者さんの部分で、他の基幹病院がどういう状況になっているかというのは、全て把握しているわけではありませんけれども、当院としては、そこは、今回、この定額負担の金額を取ることが目的ではありませんので、もちろんそこは今また、ほかの病院と比較して検討しますけれども、基本的には、運用上、必ず取らなければならない患者さんに限定したような形で、取っても取らなくてもいいものにつきましては取らない方向、なるべく負担を求めない方向で検討していきたいなというところで、今検討を進めているということになっています。

ですので、金谷委員さんがおっしゃった、公立病院としてどうなのか、どういった検討を進めるかという意味では、基本的にはほかの基幹病院とは違う形でといいますか、使命、あるいは患者さんに配慮した形での運用ということは当然念頭に置いておりまして、そういった中で、この紹介受診重点医療機関の指定を受けてまいりたいですし、この紹介受診重点医療機関の指定を受けただけでは、当然、なかなか思ったとおりにならないわけで、一方では、例えば、地域のクリニックから当院に紹介をしていただくための取組というものも同時に進めていかなければならないというふうを考えています。以前は、当院の院長ですとかがクリニックにお邪魔をして、当院の売り込みなんかもやっていたんですけども、今は、ちょっとコロナ禍でなかなかできない状況がありますが、そういった取組もやりながら、当院に患者さんを紹介していただくということも同時に力を入れていこうということで、現在、院内では協議を進めているというところでございます。

**○金谷委員** 最後に指摘だけします。

やはり、市民負担については、十分さらなる検討をしていただかないといけないと思います。やはり、ほかの医療機関と同じではないというところを踏まえていただきたいし、確かに、医大がどういう考え方の病院だとか、日赤がこうだとか、それは分かるんですけど、やっぱり市立病院はそれと全く違うって思っているんですよ。だからそういったところで、やっぱり市民に近い、本当に最後は頼りになるというところがなかったら、何のために存在しているか分からないというふうに思いますし、また、市民病院だから市民のためだけかって、そうでもないんですよ。旭川から北の地域、稚内まで、やっぱりそういったところからも患者さん、かなり重篤な患者さんも入ってきているというところも分かっていらっしやると思いますので、正式にはそこが出てこないにしても、北の医療を支える一つの役割として、私は大きいんじゃないのかなと。そんなこともしっかりと受け止めていただいて、これについては、会派としては今のところはなかなか賛成できないんだけど、指摘して、何とか市民負担についての検討を引き続きお願いしたいということを申し上げて、質疑を終了させていただきます。

**○まじま委員長** 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前11時45分